

日田市規則第12号

日田市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

日田市長 原 田 啓 介

日田市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

日田市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年規則第31号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。